

再婚禁止期間の短縮のための民法の一部改正及び婚姻の解消又は取消しの日から三百日以内に出生した子に係る出生の届出に関する戸籍法の特例に関する法律案要綱^{仮案}

第一 趣旨

この法律は、再婚禁止期間の短縮のための民法の一部改正及び婚姻の解消又は取消しの日から三百日以内（当該婚姻の成立の日から二百日を経過した後に限る。以下同じ。）に出生した子に係る出生の届出に関する戸籍法の特例について定めるものとする。

第二 再婚禁止期間の短縮のための民法の一部改正

一 再婚禁止期間（民法第733条関係）

- 1 女は、前婚の解消又は取消しの日から起算して百日を経過した後でなければ、再婚をすることができないものとする。
- 2 女が前婚の解消又は取消しの日以後に出産したときは、その出産の日から、1を適用しないものとする。

二 再婚禁止期間内にした婚姻の取消し（民法第746条関係）

一に違反した婚姻は、前婚の解消若しくは取消しの日から起算して百日を経過し、又は女が再婚後に懐胎したときは、その取消しを請求することができないものとする。

第三 婚姻の解消又は取消しの日から三百日以内に出生した子に係る出生の届出の特例

一 母が婚姻の解消又は取消しの日より後に懐胎した場合に係る出生の届出の特例

婚姻の解消又は取消しの日から三百日以内に出生した子について、1から3までに掲げる者は、母が当該婚姻の解消又は取消しの日より後に懐胎したことを証する法務省令で定める医師の証明書を届書に添付して、それぞれ1から3までに定める出生の届出をすることができる。

- 1 当該子の出生前に再婚をしていない母 嫡出でない子の出生の届出
- 2 当該子の出生前に再婚をした母 母と当該再婚をした者を父とする嫡出子出生の届出又は嫡出でない子の出生の届出
- 3 当該子の出生前に母と再婚をした者（当該子の出生前に当該再婚の解消又は取消しをした者を除く。） 当該母と再婚をした者を父とする嫡出子出生の届出

二 母の再婚後に出生した子に係る出生の届出の特例

婚姻の解消又は取消しの日から三百日以内に出生した子について、母の再婚後その出生があったときは、母又は母と当該再婚をした者（母と当該再婚をした者については、当該子の出生前に当該再婚の解消又は取消しをした者を除く。）は、1及び2の書面を届書に添付して、当該母と再婚をした者を父とする嫡出子出生の届出をすることができる。

- 1 前婚の夫に当該子が自らの子でないことについて異議がない旨を記載した法務省令で定める書面又は当該夫に当該子が自らの子でないことについて異議がないかどうかを確かめることができない旨を証する法務省令で定める書面

※ 後者の「書面」の例として想定されるもの…在監証明書、DV保護命令書、出入国記録、失踪宣告証明書、

母の陳述書

- 2 当該子が前婚の夫の子でないこと又は母と当該再婚をした者の子であることを証する書面（個人を識別する科学的方法として法務省令で定める方法により法務大臣の指定する者が行った検査に基づいて作成されたものに限る。）

三 出生の届出期間の特例

二の出生の届出期間を四十五日とすること。

四 事情の聴取

市役所又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長は、一又は二の出生の届出の受理に関する照会が市町村長からあった場合において必要があると認めるときは、届出人その他の関係者から事情を聴取することができること。

第四 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して〇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 経過措置

第三は、この法律の施行後にする出生の届出について適用し、この法律の施行前にする出生の届出については、なお従前の例によること。

三 その他所要の規定の整備を行うこと。